

令和4年度答申第16号  
令和4年6月16日

諮問番号 令和4年度諮問第18号（令和4年5月30日諮問）  
審査庁 消費者庁長官  
事件名 不当景品類及び不当表示防止法8条1項に基づく課徴金納付命令に関する件

## 答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、消費者庁長官（以下「処分庁」又は「審査庁」という。）から不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「法」という。）8条1項に基づく課徴金納付命令（以下「本件課徴金納付命令」という。）を受けたことから、これを不服として審査請求をした事案である。

#### 2 関係する法令の定め

（1）法5条柱書きは、事業者は、自己の供給する商品の取引について、同条各号のいずれかに該当する表示をしてはならない旨規定し、同条1号は、商品の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められ

るものを掲げている。

- (2) 法8条1項本文は、事業者が、法5条の規定に違反する行為（同条3号に該当する表示に係るものを除く。以下「課徴金対象行為」という。）をしたときは、内閣総理大臣は、当該事業者に対し、当該課徴金対象行為に係る課徴金対象期間に取引をした当該課徴金対象行為に係る商品の政令で定める方法により算定した売上額に100分の3を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならない旨規定し、同項ただし書は、当該事業者が当該課徴金対象行為をした期間を通じて当該課徴金対象行為に係る表示が、商品の品質、規格その他の内容について、実際のものよりも著しく優良であることを示す表示等に該当することを知らず、かつ、知らないことにつき相当の注意を怠った者でないと認められるときは、その納付を命じることができない旨規定する。

上記の政令で定める方法について、不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成21年政令第218号。以下「施行令」という。）1条は、次条に定めるものを除き、法8条2項に規定する課徴金対象期間において引き渡した商品の対価の額を合計する方法とし、この場合において、課徴金対象期間において商品が返品された場合は、返品された商品の対価の額を控除する旨規定する。

- (3) 法8条2項は、前項に規定する「課徴金対象期間」とは、課徴金対象行為をした期間（課徴金対象行為をやめた後そのやめた日から6月を経過する日までの間に当該事業者が当該課徴金対象行為に係る商品の取引をしたときは、当該課徴金対象行為をやめてから最後に当該取引をした日までの期間を加えた期間とし、当該期間が3年を超えるときは、当該期間の末日から遡って3年間とする。）をいう旨規定する。
- (4) 法8条3項は、内閣総理大臣は、同条1項の規定による命令に関し、事業者がした表示が法5条1号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができ、この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示と推定する旨規定する。
- (5) 法12条2項は、法8条1項により計算した課徴金の額に1万円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる旨規定する。
- (6) 法33条1項は、内閣総理大臣は、法による権限（政令で定めるものを

除く。)を消費者庁長官に委任する旨規定する。

### 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人は、平成28年6月27日から同月30日までの間、全国に配布されたP新聞に、「Q」を商品名とする商品(以下「本件商品」という。)について、①「ボンヤリ・にごった感じに!!」、②「1日1粒(目安)\*30日分に納得!!」、③「60代でも衰え知らずが私の自慢!! ようやく出会えた クリアでスッキリ!!」、④「クリアな毎日に『アスタキサンチン』つまり、Xの『Q』でスッキリ・クリアな毎日を実感、納得の1粒を体感出来ます。」、⑤「クリアさに納得できない毎日・・・放っておけないその悩み 40代を過ぎた頃から急激に増え始める気がかり。『読書に集中できない』『パソコンや携帯の画面が・・・』などの悩みを抱える方々が、高年齢化と共に増加中と言われる。そんな悩みをケアする、天然成分アスタキサンチンにクリア感を助ける7つの栄養成分を濃縮高配合した『Q』が、くもりの気にならない、鮮明な毎日へと導きます。」、⑥眼鏡をかけ、読み物をしている中高年の男性の写真とともに、「新聞・読書 楽しみたい方に▷目からウロコの実感力!! 爽快なクリア感 アスタキサンチンを今すぐ始めませんか? クリアな毎日を応援します。『若い頃はもっとスッキリ、しっかりとしていたのに・・・』40代半ばを過ぎた頃から急激に衰えが始まるといわれています。Xはアスタキサンチンとクリアな毎日との関係に早くから着目し、実感にこだわった7つの成分の濃縮配合を実現させました。多くのお客様より嬉しいお声をいただいている『Q』は1日1粒目安お飲み頂くことで、晴れやかな毎日をサポートします!」等と表示(以下「本件表示」という。)した広告を掲載した。

(不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令)

- (2) 処分庁は、平成30年3月6日、法8条3項に基づき、審査請求人に対し、同月22日を提出期限とし、本件表示について、裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めた。

(不当景品類及び不当表示防止法第8条第3項の規定に基づく資料提出要求書)

- (3) 審査請求人は、平成30年3月22日、処分庁に対し、「添付資料:A」から「添付資料:D-30」までの資料(以下「本件各資料」といい、各資料をそれぞれ「本件資料A」などという。)を提出した。

(資料提出要求書に対する回答書)

- (4) 処分庁は、本件各資料は本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものではないと判断し、令和3年2月3日、審査請求人に対し、課徴金として金370万円を同年9月6日までに国庫に納付することを命じた(本件課徴金納付命令)。

(不当景品類及び不当表示防止法第8条第1項の規定に基づく課徴金納付命令)

- (5) 審査請求人は、令和3年4月28日、審査庁に対し、本件課徴金納付命令を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

- (6) 審査庁は、令和4年5月30日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

#### 4 審査請求人の主張の要旨

- (1) 法5条1号の「著しく」の要件該当性の判断に当たっては、表示された内容を一般消費者が「誤認」することが前提となっている。

リサーチ専門会社によるアンケート調査の結果によれば、一般消費者は、本件表示を見たからといって、目の症状を改善するという具体的かつ過大な効果を期待するものではなく、冷静で合理的な選択をすることが裏付けられているから、本件表示を「誤認」して誘引される状況にはない。

したがって、本件表示は、一般消費者の認識に従って判断すれば、「著しく優良であることを示す表示」(法5条1号)には当たらない。

- (2) 本件表示は、以下のとおり、広告表現が各種法令に抵触することがないよう相談、指導している各機関との協議を経て完成されたものであり、審査請求人は、本件表示について、なすべき注意を尽していたから、優良誤認表示であることを知らず、かつ知らないことについて「相当の注意を怠った者」(法8条1項ただし書)には当たらない。

ア 本件表示の原稿は、R保健所及びS課の確認を経ていること

イ 本件表示の原稿は、P新聞の広告掲載基準の審査を経て掲載されていること

ウ 本件表示の原稿は、Tの確認を経ていること

- (3) 上記(1)及び(2)によれば、本件課徴金納付命令は、違法・不当な処分である。

(審査請求書)

## 第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりである。

- 1 事業者がした表示について、商品等の内容に関する優良誤認表示の疑いがある場合には、法8条3項の適用が可能となり、消費者庁長官は、表示の内容、見込まれる信憑性等を勘案して一定の裁量下で同項の適用の有無を判断することができる。そして、事業者がした表示が「著しく優良であると示す表示」に該当するか否か（又はその疑いがあるか否か）については、法の趣旨に照らし、一般消費者が当該表示の内容全体から受ける印象又は認識に基づいて判断される。

本件表示には、「ボンヤリ」、「にごった」、「クリア」、「スッキリ」等の一般的に視覚に関する用語が多用され、さらに、「くもりの気にならない、鮮明な毎日」といった「見え方」に係る表現、目の見え方の悩みに係る記載と共に「『Q』は1日1粒目安お飲み頂くことで、晴れやかな毎日をサポートします！」などと記載されていることなど、表示内容全体の記載ぶりを踏まえれば、一般消費者に対し、目の見え方の不良である状態が、本件商品を1日1粒摂取することにより、目の見え方が良好な状態になるとの印象又は認識を与えるものといえ、そのような印象又は認識がなければ、一般消費者が本件商品に誘引されることは通常ないといえる。

したがって、本件表示は、視覚の不良感が改善されるという効能・効果を有する本件商品の優良性を強調する表示と認められ、消費者庁長官が法5条1号に該当する疑いがあると認めて法8条3項に基づく資料提出要求を行うこととした判断に何ら裁量逸脱は認められない。

- 2 審査請求人が合理的な根拠を示すものとして提出した本件各資料のうち、本件資料D-2及びD-9は、本件商品の含有成分とされるアスタキサンチン及びアントシアニンの効果、効能を検証した試験結果であるが、各試験に使用された各成分の含有量と本件商品における含有量が同等であるなどの事情も認められず、本件商品の効果、性能について客観的に実証するものとはいえない。その他の資料についても、本件商品の効果、性能について客観的に実証するものでなく、本件各資料は合理的な根拠を示す資料には該当しない。

したがって、本件表示は、法8条3項により、法5条1号に該当する表示と推定され、この推定を覆す事実は見られない。

- 3 審査請求人は、そもそも「不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の運用指針—不実証広告規制に関する指針—」（平成15年10月28日公正取

引委員会。以下「運用指針」という。)に適合しない資料しか保有していないにもかかわらず、自ら積極的に本件表示をするに当たり、法の解釈判断に何ら権限を有しない組織との協議等(それがいかなるやりとりかにかかわらない。)をするのみで、公表されている法の運用基準など、事業者において当然把握し得る範囲の情報を表示内容等に応じて適切に踏まえることなく本件表示を行ったものであり、表示等に関する情報の確認を行って相当の注意義務を果たしたものと認められない。

したがって、審査請求人は、本件表示が優良誤認表示に該当することを知らないことにつき相当の注意を怠った者でないとは認められない。

- 4 以上によれば、本件課徴金納付命令に違法又は不当な点は認められず、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について

本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はないかがわからない。

- 2 本件課徴金納付命令の適法性及び妥当性について

- (1) 本件表示は、法5条1号により禁止される表示となり得るか

ア 法5条1号は、商品等の内容について、一般消費者に対して実際のものよりも著しく優良であると示す等の表示であって、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示を禁止している。

この規制は、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者の適正な商品等の選択を確保することを目的として行われるものであるから、「実際のものよりも著しく優良である」と示す表示に該当するかどうかは、一般消費者が表示内容全体から受ける印象・認識を基準として判断されるべきものである。

そして、商品の内容に関する表示が法5条1号に該当するためには、表示が商品の優良性を強調するものであること、表示された優良性が実際の商品の内容より著しい優良性であること、表示された優良性が一般消費者が商品を選択する誘引となる必要があるということが出来る。

- イ 上記第1の3(事案の経緯)のとおり、処分庁が法5条1号により禁止される表示に該当するとした本件表示の内容は以下のとおりである。

- ①「ボンヤリ・にごった感じに！！」
- ②「1日1粒（目安）＊30日分に納得！！」
- ③「60代でも衰え知らずが私の自慢！！　ようやく出会えた　クリアでスッキリ！！」
- ④「クリアな毎日に『アスタキサンチン』　つまり、Xの『Q』でスッキリ・クリアな毎日を実感、納得の1粒を体感出来ます。」
- ⑤「クリアさに納得できない毎日・・・放っておけないその悩み　40代を過ぎた頃から急激に増え始めるのがかり。『読書に集中できない』『パソコンや携帯の画面が・・・』などの悩みを抱える方々が、高年齢化と共に増加中と言われる。そんな悩みをケアする、天然成分アスタキサンチンにクリア感を助ける7つの栄養成分を濃縮高配合した『Q』が、くもりの気にならない、鮮明な毎日へと導きます。」
- ⑥眼鏡をかけ、読み物をしている中高年の男性の写真とともに、「新聞・読書　楽しみたい方に▷目からウロコの実感力！！　爽快なクリア感　アスタキサンチンを今すぐ始めませんか？　クリアな毎日を応援します。『若い頃はもっとスッキリ、しっかりとしていたのに・・・』40代半ばを過ぎた頃から急激に衰えが始まるといわれています。Xはアスタキサンチンとクリアな毎日との関係に早くから着目し、実感にこだわった7つの成分の濃縮配合を実現させました。多くのお客様より嬉しいお声をいただいている『Q』は1日1粒目安お飲み頂くことで、晴れやかな毎日をサポートします！」

等

ウ　一般消費者が、上記イの①から⑥までの表示の内容全体から受ける印象・認識は、「ボンヤリ・にごった感じ」という目の見え方が不良である状態が、本件商品の使用によって、「クリアでスッキリ」「スッキリ・クリアな毎日」「くもりの気にならない、鮮明な毎日」「爽快なクリア感」という目の見え方が良好な状態になる、40代以降に急激に増え始める悩みであるとされる読書等で目を使う際に生じる視覚の不良感の悩みが、本件商品の1日1粒目安の摂取によって、視覚が良好な状態に大きく改善されるというものと認められる。

したがって、本件表示は、本件商品の優良性を強調するものであり、表示された優良性は一般消費者が本件商品を選択する誘引となり得るに十分であり、本件表示が実際の商品の内容より著しく優良であるならば、法5

条1号に該当することになる。

エ 審査請求人は、アンケート調査の結果に基づき、本件表示は、一般消費者の認識に従って判断すれば、「著しく優良であることを示す表示」には当たらないと主張するが、当該アンケート調査は、本件表示を示した上で、「あなたはこの広告を見て、広告掲載商品を摂取した際の効果について、どの程度期待しますか。」として、10個の選択肢から単一回答を求めるものであり、本件表示から受ける印象・認識を直接尋ねるものではなく、本件表示が法5条1号により禁止される表示となり得ることを否定する根拠とはならないから、審査請求人の主張は採用することができない。

(2) 本件各資料は、本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料といえるか

ア 事業者がした表示が法5条1号に該当するとして法8条1項の課徴金納付命令を行うためには、本来、処分庁が、当該表示が「実際のものよりも著しく優良である」ことを立証しなければならないところ、法8条3項は、処分庁が、当該表示が「実際のものよりも著しく優良である」表示に該当するか判断するために必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができるとし、当該事業者がかかる資料を提出しないときは、法5条1号に該当する表示と推定するとしている。

審査請求人は、処分庁による資料提出要求後、その提出期限までに本件各資料を提出しているため、これらが本件表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料といえるかどうか検討する。

イ 「表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」とは、実際の商品が、表示された優良性を有していることを裏付ける合理的な根拠を示す資料である。

本件表示の意味内容は、「ボンヤリ・にごった感じ」という目の見え方が不良である状態が、本件商品の使用によって、「クリアでスッキリ」「スッキリ・クリアな毎日」「くもりの気にならない、鮮明な毎日」「爽快なクリア感」という目の見え方が良好な状態になる、40代以降に急激に増え始める悩みであるとされる読書等で目を使う際に生じる視覚の不良感の悩みが、本件商品の1日1粒目安の摂取によって、視覚が良好な状態に大きく改善されるというものであるから、その「表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」といえるためには、実際の商品が、かかる効果が

あることを合理的な根拠をもって示すものでなければならない。

実際の商品と同じものによって、表示された効果がもたらされることを客観的に実証したもの、本件に即していえば、本件商品を人、とりわけ視覚に不良感を感じる中高年層の人が、「目安」として表示された1日1粒を摂取した場合に、視覚が良好な状態に大きく改善されるという効果がもたらされることを客観的な方法によって明らかにしたものであれば、表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料ということができる。

「不当景品類及び不当表示防止法第8条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方」（平成28年1月29日消費者庁）では、上記合理的な根拠の判断基準について運用指針と同様であるとしているところ、運用指針では、提出資料が客観的に実証された内容のものであること（試験・調査によって得られた結果及び専門家、専門家団体若しくは専門機関の見解又は学術文献のいずれかに該当するものとしている。）、表示された効果、性能と提出資料によって実証された内容が適切に対応していることの2つを要件として掲げているが、判断基準として適切なものといえる。

#### ウ 本件資料AからCまでの合理性について

本件各資料のうち、本件資料AからCまでの各資料は、本件商品の購入者に対する取材概要、購入者からの意見、厚生労働省が実施した国民生活基礎調査の結果、リピート率の分析結果等である。

運用指針の内容を踏まえると、商品を購入した消費者の体験談や意見が、表示の裏付けとなる合理的な根拠となり得るためには、統計的客観性が十分に確保されている必要があり、無作為抽出法で相当数のサンプルを抽出し、体験談や意見の収集に当たって作為・恣意が加わらないようにして行われたものでなければならないと考えられるところ、本件資料AからCまでの資料にはかかる統計的客観性が十分に確保されていると認めるに足りる根拠はない。

#### エ 本件資料D-2及びD-9を除く本件資料D-1からD-30までの合理性について

これらの資料は、本件商品の含有成分であるアスタキサンチン、ビルベリー、ルテイン、イチョウ葉、DHA等の性質、効果等に関する解説、本件商品の含有成分について動物を用いた各種検査結果等である。

これらは、本件商品を人に対して用いた試験・調査結果でもなく、本件

商品に表示された効果があることを示すものではない。

オ 本件資料D-2及びD-9の合理性について

本件資料D-2は、本件商品の含有成分であるアスタキサンチンに関し、本件資料D-9は、本件商品の含有成分であるアントシアニンに関し、それぞれ人に対する効能を検証した試験結果である。

しかしながら、本件資料D-2及びD-9における試験に使用された上記成分と本件商品の含有成分の量が近似するなどの事情は認められないこと、本件資料D-2における試験対象者は平均年齢24.6歳の10名、本件資料D-9における試験対象者は平均年齢32.6歳の20名であること等、摂取量、接種者の年齢構成等の試験条件が本件商品の使用態様と大きく異なるものと認められ、これらの資料をもって、表示の裏付けとなる合理的な資料ということとはできない。

カ 審査庁は、本件各資料につき、上記イの運用指針の2つの要件を満たすかどうか検討し、いずれも要件を満たすものではないとして、法8条3項に規定する「裏付けとなる合理的な根拠を示す資料」には該当しないと判断しており、その判断は妥当である。

キ 本件表示は、法5条1号に該当する表示と推定され、これを覆すに足りる資料は提出されていない。

(3) 審査請求人が、本件表示が不当表示であることを「知らないことにつき相当の注意を怠った者」でないと認められるか

ア 法8条1項ただし書は、表示を行うに当たりどのような注意を払ったかにかかわらず課徴金が課されるとすれば、事業者が表示内容の真実性について確認を行うインセンティブが損なわれ、課徴金制度導入による不当表示防止の目的が果たせないおそれがあることから、主観的要素を取り込んだものと解される。

このような趣旨に鑑みると、不当表示であることを「知らないことにつき相当の注意を怠った者」でないと認められるか否かは、事業者が課徴金対象行為に係る表示をする際に、当該表示の根拠となる情報を確認するなど、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしていたか否かにより個別的に判断することが相当である。

イ 審査請求人は、統計的客観性が十分に確保されていない資料や、本件商品の含有成分に関する一般的な解説等の、運用指針に到底適合しない資料しか保有していないにもかかわらず、本件表示をしたものであるか

ら、正常な商慣習に照らし必要とされる注意をしたとはいえない。

ウ 審査請求人は、本件表示は、広告表現が各種法令に抵触することがないよう相談、指導している各機関との協議を経て完成されたものであり、本件表示について、なすべき注意を尽していたと主張するが、当該各機関は、広告表現が法の規制する不当表示に該当するか否かについて判断する機関ではない。

したがって、審査請求人は、本件表示が不当表示であることを「知らないことにつき相当の注意を怠った者」でないとは認められないというべきである。

#### (4) 課徴金の金額について

資料によれば、課徴金対象期間の施行令1条所定の方法により算定した売上高は1億2348万3967円と認められ、これに100分の3を乗じて1万円未満の端数を切り捨てた額を課徴金としたもので、課徴金の金額の算定に特段違法又は不当な点は認められない。

### 3 まとめ

以上によれば、本件課徴金納付命令が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	木	村	宏	政
委	員	交	告	尚	史